

統合Webシステムの刷新に伴う「社債等に関する業務規程施行規則」等の一部改正について

2024年7月31日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

2024年9月24日付で弊社が予定している統合Webシステムの刷新において、利用者からの要望を踏まえて各種機能の追加・変更を実施することから、「社債等に関する業務規程施行規則」（以下「施行規則」という。）及び「社債等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部を改正するとともに、その他所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 一時停止・解除申告の利用開始時刻の前倒し

短期社債振替制度及び一般債振替制度における一時停止・解除申告（渡方機構加入者が振替や買入消却などの実行を一時停止又は解除する機能）の利用開始時刻を現行の9時00分から8時30分に前倒しする。

（「施行規則」別表1）

(2) 銘柄情報提供ファイル（機構関与銘柄全量）の提供開始に伴うダウンロード手数料の新設

一般債の銘柄情報提供ファイル（機構関与銘柄全量）の提供を開始することに伴い、1件につき2,000円のダウンロード手数料を新設する。

（「手数料規則」別表）

(3) その他

統合Web端末接続料について、現行のユーザID数の合計に対して課金する方法から、各ユーザIDに紐付く権限（参加形態）の数の合計に対して課金する方法に変更する。また、その他所要の改正を行う。

（「手数料規則」別表）

3. 施行日

2024年9月24日から施行する。

以上